

第2号様式(第10条関係)

令和 7 年 4 月 22 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

呉屋 宏



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 吳屋 宏

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	321,842	旅費、宿泊、車レンタル
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	27,900	沖縄タイムス購読料(7月～2月)
事 務 所 費	1,013,513	家賃、電気、ガス、水道
事 務 費	250,148	電話、携帯、コピー代、パソコン保守メンテナンス
人 件 費	0	政務充当せず
合 計	1,613,403	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 調査研究費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
6/29	那覇-久米島(7/8~7/9)	24,206	全額	24,206
7/8	レンタカー代	4,400	全額	4,400
7/8	宿泊代	6,750	全額	6,750
7/22	那覇-久米島(8/12~8/13)	25,251	全額	25,251
8/12	レンタカー代	4,400	全額	4,400
8/12	宿泊代	6,750	全額	6,750
8/21	那覇-久米島(9/9~9/10)	23,678	全額	23,678
9/9	レンタカー代	4,400	全額	4,400
9/10	宿泊代	5,000	全額	5,000
9/20	那覇-久米島(10/14~10/15)	25,340	全額	25,340
10/15	宿泊代	7,000	全額	7,000
11/5	那覇-久米島(11/18~11/19)	30,620	全額	30,620
11/18	レンタカー代	4,400	全額	4,400
11/18	宿泊代	7,600	全額	7,600
11/29	那覇-久米島(12/17~12/18)	24,206	全額	24,206
12/17	レンタカー代	4,400	全額	4,400
12/17	宿泊代	10,165	全額	10,165
1/6	那覇-久米島(1/13~1/14)	24,008	全額	24,008
1/13	レンタカー代	4,400	全額	4,400
1/6	宿泊代(領収書紛失の為充当無し)	12,000	その他	0
1/25	那覇-久米島(2/10~2/11)	24,338	全額	24,338
2/10	レンタカー代	4,400	全額	4,400
2/7	宿泊代	10,494	全額	10,494
3/3	那覇-久米島(3/12~3/13)	24,206	全額	24,206
3/12	宿泊代	11,430	全額	11,430
A. 小計				321,842
B. (ガソリン代総額 - 費用弁償(交通費)総額) × 1/2				
C. 支払証明書計				
充当合計(A+B+C)				321,842

統一様式-⑧

視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年 月 日	2024年 7月8日 ~ 9日			
場 所	久米島町			
相 手 方	桃原町長、仲村副町長			
目 的	昨年、東京モーターショーに出した久米島EVの件			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	7月8日(月)	17:00	町長室	EV車の現状報告
	り	16:00	建設業者会 (21Vオシ)	土木・建築 意見交換
内 容	7月8日(月) 13:00 — 13:40 那覇—久米島 9日(火) 8:45 — 9:20 久米島—那覇			
成果及び所見	昨年2月から、離島、過疎を中心とした、EV車 開発の報告、と11月に開催される 那覇モーターショーの意見交換			
備 考				



JAPAN AIRLINES

Web 403c2844b8717b22da4fcb2c6cc9485
2024年06月29日 12:55発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

呉屋 宏 様

金額（税込み）

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312498261575
航空券/料金券発行日	2024年6月29日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ゴヤヒロシ 様

2024年7月8日（月） 運賃：往復セイバー

13:00 沖縄（那覇） クラス：普通席
便名：JTA 211

13:40 久米島

24,206 円

2024年7月9日（火） 運賃：往復セイバー

08:45 久米島 クラス：普通席
便名：RAC 872

09:20 沖縄（那覇）

合計金額 24,206円

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 24,206 円

領 収 証

様 No. _____

★ 6750-

但

年 月 日 上記正に領収いたしました。登録番号 T5360001017250

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

ホテル・ガーデンヒルズ
〒901-3122 沖縄県島尻郡久米島町字西銘10-1
TEL098-985-2111

領 収 証

様 No. _____

★ 4400-

但

1987-11-20

年 月 日 上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

Kaurei

〒901-3131 沖縄県島尻郡久米島町字西銘1346番地

株式会社イーストレンタカー

代表取締役 山城昌輝

T5360001006286

宿泊費

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 6,750 円

レンタカー代

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 4,400 円

視察調査報告書

経費区分	調査研修費			
年月日	2024年8月12日～13日			
場 所	久米島町			
相手方	建設業者会・町長・副町長			
目 的	久米島町の海洋深層水を生かした養殖について			
	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	8月12日(月)	12時45分	久米島空港 着	
		14時00分	(株)丸吉	養殖に向けた企業設立の話し合い
	8月13日(火)	9時30分	久米島町役場	EV車・ウニ・ウナギ養殖について
		14時00分	那覇空港 着	
内 容	※ことこれまで、海洋深層水を使用しての養殖実験は幾度となく進めてきが、試験栽培から定着が確認できなかった。 ※ 漁業組合が中心だからではないか、という話もあり、建設業を中心として養殖事業に乗り出さないかということで、話し合いを行い、更に商業事業として新規で起業する提案を行い、説明を行った。 ※ 話し合いの状況を、翌日(8月13日)に町長・副町長に報告を行う。			
成果と所見	※ 翌年を目途に事業(起業)することを取り合えず目途として取り組んでいくことになっている			



Web 070d038b41788680b7fd2964d6d22896
2024年07月22日 15:59発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

呉屋 宏 様

金額 25,251円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312200125845
航空券/料金券発行日	2024年7月22日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ゴヤヒロシ 様

2024年8月12日 (月) 運賃：往復セイバー

○ 12:05 沖縄 (那覇) クラス：クラスJ
便名：JTA 211

○ 12:45 久米島

25,251 円

2024年8月13日 (火) 運賃：往復セイバー

○ 13:20 久米島 クラス：普通席
便名：JTA 212

○ 14:00 沖縄 (那覇)

合計金額 25,251円

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 25,251 円

普通席よりクラスJのほうが安かった

領 収 証

様

No.

★

4,400

但

年

月

日

上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

〒901-3131

沖縄県島尻郡久米島町字西銘1346番地

株式会社イーストレンタカー

代表取締役 山城昌輝

登録番号:T5360001006286

収 入
印 紙

kannet

領 収 証

様

No.

★

6,750-

但

宿泊代

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

登録番号 T5360001017250

収 入
印 紙

ホテル・ガーデンヒルズ
〒901-3122 沖縄県島尻郡久米島町字西銘10-1
TEL098-985-2117

レンタカー代

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 4,400 円

宿泊費

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 6,750 円

統一様式-⑧

視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年 月 日	2024年9月9日～10日			
場 所	スズノケ町			
相 手 方	町長・副町長			
目 的	うなぎ、いしやうの養殖、スズノケ病院のリモート診療			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	9月9日	13:40	スズノケ港着	
		16:30	町役場	養殖車 リモート診療
	9月10日	1:00	丸釜 会議室	建設業との養殖会議
内 容	○養殖について、(うなぎ・うなぎ) - 新たは会社を起業して行けるか? ○新たは、養殖(うなぎ)をどう考えるか? ○EV車の状況. ○スズノケ病院のリモート診療について意見交換			
成果及び所見	○リモート診療について病院長、事務長、町長、副町長、福祉課長等と意見交換. ○EV車は親状報告 ○うなぎ、うなぎ養殖についての意見交換. ○			
備 考				



JAPAN AIRLINES

Web 0a441fdd049c316b23af9b810dc7252b
2024年08月21日 18:01発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様

ゴヤ ヒロシ

金額 23,678円 (税込み)

但し

運賃・料金として

航空券/料金券番号

1312202391625

航空券/料金券発行日

2024年8月21日

発行所

日本航空

備考

現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

この領収書は電子で発行しました。

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

GOYA HIROSHI 様

2024年9月9日 (月)

運賃：往復セイバー

13:05 沖縄 (那覇)

クラス：普通席

13:40 久米島

便名：JTA211

23,678 円

2024年9月10日 (火)

運賃：往復セイバー

14:20 久米島

クラス：普通席

15:00 沖縄 (那覇)

便名：JTA212

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額

23,678円

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 23,678 円

領 収 証

様

No. _____

★ ¥4,400

但し 1277-146007

R6 年 9 月 9 日

日 上記正に領収いたしました

〒901-3131

沖縄県島尻郡久米島町字西銘1346番地

株式会社イーストレンタカー

代表取締役 山城昌輝

登録番号:T5360001006286

内訳

税率	金額(税抜税込)
0%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
0%	消費税額等

収 入
印 紙

kaures

領 収 証

No. _____

Takumi

様

R6 年 9 月 10 日

★ ¥5,000

但し 宿泊代として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

沖縄県久米島町字比嘉160-49

ドミトリ一球美

TEL(098) 996-1533

コクヨ ウケ-78

レンタカー代

充当割合: 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 4,400 円

宿泊費

充当割合: 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 5,000 円

視察調査報告書

経費区分	調査研修費			
年月日	令和6年10月14日～15日			
場 所	久米島町			
相手方	久米島町建設業者会 久米島町議会議員6名			
目 的				
	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	10月14日 (月)	15時00分	(株)丸吉 着	
		15時30分	(株)丸吉	養殖に向けた企業設立の話し合い
		15時40分	久米アイランド	EV車・ウニ・ウナギ養殖について
			(株)丸吉	EV車・ウニ・ウナギ養殖について
	10月15日 (火)	8時45分	久米島空港 発	
内 容	※ (株)丸吉での建設業社会との意見交換会は、建設業が全体で起業して新たに養殖業社として進めていく案があるが、もう一度細かな進め方について聞きたいとのことで企画した。 ※ 新たな養殖業は、8月頃から町長や副町長と方向性を議論して、建設業者会を中心とした新たに起業して行うこととした。 ※ 久米アイランドでの説明会は、副町長が同席して町議会議員が出席し、説明を行った現在の養殖ではなく、新たに(ウニやウナギ)にターゲットとしてスタートし、最終的にはふるさと納税制度の返礼品として使っていくことなども説明した。			
成果及び所見	※ このことについて、次年度に調査費を計上してプロジェクトを推進していくことを確認した			



Web c37fa63c2134b5c7133df023622e4b6f
2024年09月20日 14:21発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

呉屋 宏 様

金額 25,340円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312205174409
航空券/料金券発行日	2024年9月20日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ゴヤヒロシ 様

2024年10月14日 (月)

運賃：JALカード割引

13:15 沖縄 (那覇)

クラス：普通席
便名：JTA 211

13:55 久米島

25,340 円

2024年10月15日 (火)

運賃：JALカード割引

08:45 久米島

クラス：普通席
便名：RAC 872

09:20 沖縄 (那覇)

合計金額 25,340円

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 25,340 円

10A

ぽし インター代

領 収 証

No. _____

様

1994年10月15日

★ 7,000-

但 宿泊代として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

沖縄県久米島町字比嘉160-49

ドミトリー球 美

TEL(098) 996-1533

コクヨ ウケ-75

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 7,000 円

視察調査報告書

経費区分	調査研修費			
年月日	2024年11月18日(月)~19日(火)			
場 所	久米島町			
相手方	町長・副町長 建設業者会			
目 的	久米島町の海洋深層水を生かした養殖について			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	11月18日月	10時30分	久米島着	
		11時00分	久米島町役場	翌年から養殖について調査費予定
		13時30分	建設業者会	養殖業として具体的な話し合い
	11月19日火	8時45分	久米島発	
内 容	※ うなぎ養殖についての水産庁との調整状況の説明を行う。(町長・建設業者会) ※ 水産庁と久米島の新規うなぎ養殖を進める打ち合わせ。 具体的には企業からその内容説明を受ける			
成果及び所見	※ ウナギ養殖については、完全養殖を行うことで詰めていることの説明を受ける ※ 間に立つ企業(株)エイムから出向で政策参与として進める案が提示された			



Web 9c5294bb68260fe4623950516204a7a8
2024年11月05日 14:47発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様

ゴヤヒロシ

金額 (税込み)

但し

運賃・料金として

航空券/料金券番号

1312208973082

航空券/料金券発行日

2024年11月5日

発行所

日本航空

備考

現金・クレジットカード、その他のお支払い分を含みます

消費税率: 10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ゴヤヒロシ様

2024年11月18日 (月)

運賃: JALカード割引

09:55 沖縄 (那覇)

クラス: 普通席

便名: RAC 873

10:25 久米島

2024年11月19日 (火)

運賃: JALカード割引

08:45 久米島

クラス: 普通席

便名: RAC 872

09:20 沖縄 (那覇)

30,620 円

合計金額 30,620円

充当割合: 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 30,620円

領 収 証

様

No.

★ ￥4,400

但

平成 年 月 日

日

上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税込)
%	消費税額等
税率	金額(税込)
%	消費税額等

〒901-3131

沖縄県島尻郡久米島町字西銘1346番地

株式会社 イーストレンタカ

代表取締役 山城昌輝

登録番号:T53600001006286

収 入
印 紙

kanner

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 4,400円

領収書
RECEIPT

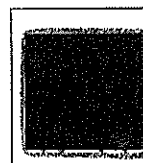
呉屋 宏

様

¥7,600 -
(内消費税 ¥690)

但し ご宿泊代として

上記正に領収致しました。



10%対象 ¥7,600
(内消費税 ¥690)

日付：2024/11/18

No.023053-DP
PA 7,600

担当：

充当割合：政務活動のみ
全額充当

充当額

7,600 円

視察調査報告書

経費区分	調査研修費			
年月日	2024年12月17日(火)～18日 (水)			
場 所	久米島町			
相手方	久米島町副町長・久米島町建設業者会			
目 的	久米島町の海洋深層水を使つての養殖の島を目指すプロジェクト			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	12月17日	14時00分	那覇空港 出発	
		15時30分	久米島町役場	副町長との報告と意見交換
		16時30分	(休まるよし)	建設業者会との意見交換
	12月18日	10時55分	久米島空港 発	
内 容	※ 「久米島町を養殖の島へ」を目指すプロジェクトの提案を行う。 仲村副町長との意見交換を行い、経済の活性化と過疎からの脱却を行う事の説明を行う。 ※ 過疎からの脱却についての意見交換も執り行う。 ※ カーボンニュートラルに向けた工程の整理とEV車の導入予定の話し合い。			
成果及び所見	※ 一気に過疎化脱却とはならないものの、一步一步前進している感じを実感している ※ 過疎化の第一の要因は、人口減少の要因を一つ一つ解消させることが大切。 要因 ① 久米島高校の充実で、町外からの高校生を久米島高校に入れていくことも大切 そのためには、現在の高校のままでは集まらないので、他のプロジェクトを考える その一つに、現在うるま市伊計にあるN高等学校のサテライト校を検討できないか 久米島高校に養殖を専門とする学科を開設できないか？ EV車の導入することで自動車科が創設できないか等を個人的に考えて調査している。			

Web 260518c4ced5317101b0e040572736ea
2024年11月29日

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様 ゴヤヒロシ

金額 24,206円 (税込み)

但し	運賃として
航空券番号	1312211118672
航空券発行日	2024年11月29日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税: 10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃明細

ゴヤヒロシ 様

2024年12月17日 (火) 運賃: 往復セイバー

14:00 沖縄(那覇)

クラス: 普通席

14:40 久米島

便名: JTA 211

2024年12月18日 (水)

運賃: 往復セイバー

10:55 久米島

クラス: 普通席

11:30 沖縄(那覇)

便名: RAC 874

24,206 円

合計金額 24,206円

充当割合: 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 24,206 円

領 収 証

様

No. _____

★ 4,400 -

但 12月7日付にて

平成 26 年 12 月 17 日

上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	0 %	4,400
	税率	金額(税抜税込)
	0 %	4,400

収 入
印 紙

kaunet

〒901-3131

沖縄県島尻郡久米島町字西銘1346番地

株式会社イーストレンタカ

代表取締役 山城昌輝

登録番号:T5360001006286

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 4,400 円

調査研究費

領収書
RECEIPT

呉屋 宏

様

¥10,165 -
(内消費税 ¥924)

但し ご宿泊代として

上記正に領収致しました。



10%対象 ¥10,165
(内消費税 ¥924)

日付：2024/12/17

No.024039-DB
PA 10,165

担当：

充当割合：政務活動のみ
全額充当

充当額

10,165 円

視察調査報告書

経費区分	調査研修費			
年月日	2025年1月13日（月）～14日			
場 所	久米島町			
相手方	建設業者会・漁業組合参事・町長・副町長			
目 的	久米島のカーボンニュートラルの島め養殖の島わ目指す活動の一環			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	1月13日 (月)	14:00	久米島空港 着	
		16:00～18:00	(株)まるよし	町建設業者会との会社設立について
	1月14日 火	10時～11時	町役場	副町長・プロジェクト推進課長 産業振興課 課長
				EV車の記者会見について 養殖の件についての漁協との関係
		11時30分	漁業組合	漁業組合参事との意見交換
		15時55分	那覇空港 着	
内 容	※ 久米島町と「カーボンニュートラルの島・養殖の島を目指していくことが最終的に過疎と という地域からの脱却が行えると考えている。			
成果及び所見	※ これまで目指してきた、「カーボンニュートラル」や「養殖」の島を目指して島の活性化を 行う事としている。 その中身は、久米島町の海洋深層水の存在であり、温度差発電 を中心とした発電所は今後有効的なものになる。 ※ 今後、なかなか前進しない海洋深層水の増水が問題となっている。 しかし、現在の 考え方は発電も行うが、ガソリンの高騰などからEV車の活用に力を入れている。 ※ 養殖については、うるま市でウニ養殖に成功している、企業とタイアップしてウニ養殖 とウナギ養殖を久米島で起業する取り組みを行っている。			



JAPAN AIRLINES

Web bef45ed6290d8e451912b71d5ad5f9ea
2025年1月6日

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

呉屋宏 様

金額 24,008円 (税込み)

但し	運賃として
航空券番号	1312213567345
航空券発行日	2025年1月6日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

この領収書は電子で発行しました。

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃明細

ゴヤ ヒロシ 様

2025年1月13日 (月) 運賃：往復セイバー

14:00 沖縄(那覇) クラス：普通席

14:40 久米島 便名：JTA 211

24,008 円

2025年1月14日 (火) 運賃：往復セイバー

15:15 久米島 クラス：普通席

15:55 沖縄(那覇) 便名：JTA 212

合計金額 24,008円

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 24,008 円

領収証

様

No. _____

★ ￥4,400-

但

1997年11月17日

上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜・税込)
10%	9,000
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

〒901-3131

沖縄県島尻郡久米島町字西銘1346番地

株式会社イーストレンタカー

代表取締役 山城昌輝

登録番号:T5360001006286

収 入
印 紙

kannei

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 4,400 円

視察調査報告書

経費区分	調査研修費			
年月日	2025年2月10日（月）～11日（火）			
場 所	久米島町			
相手方	久米島町 大田産業振興課長 ・ 濱本プロジェクト室長			
目 的	うなぎの養殖と3月前半で行う予定のEV車試乗会の打ち合わせ			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	2月10日 月 曜日	13時～14時	久米島町役場 庁議室	EV車の導入計画とウナギ養殖について
		2時半～	市内喫茶店	EV車の販売取扱についての意見交換
		4時～	吉永組	ウナギ養殖についての打合せ
	2月11日 火曜日	10時55分	久米島空港 発	
内 容	小規模離島・過疎化地域からの脱却を目指してのプロジェクトと一緒に目指している。久米島をモデルとして、過疎化からの脱却を目指しながら、各過疎化している地域も視野に他地域も含めて過疎対策をまとめる。			
成果及び所見	来年度から本格的に政策参与という立場で本格的に「養殖の島」と「カーボンニュートラル」を目指して進めていくことになった。 久米島はこれまで県内市町村で、いち早くカーボンニュートラルを宣言した町であり、海洋深層水研究所で様々な研究養殖を行ってきたが、量産体制にはつながらなかった。 今度は、ウニとウナギを皮切りにこれまで行ってきたテスト研究養殖を本格的に養殖の島を目指せるかが焦点になる。 これまで、「トラウトサーモン」「ヒラメ」「フグ」等様々な魚の養殖に成功しているものの、商業科できていない実態がある。			



Web e5e38d2fc192c697d4b5050f94471aa7
2025年1月25日

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

呉屋 宏 様

金額 24,338円 (税込み)

但し	運賃として
航空券番号	1312215425624
航空券発行日	2025年1月25日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

この領収書は電子で発行しました。

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃明細

ゴヤヒロシ 様

2025年2月10日 (月) 運賃：往復セイバー

09:55 沖縄(那覇)	クラス：普通席
10:25 久米島	便名： RAC 873

24,338 円

2025年2月11日 (火) 運賃：往復セイバー

10:55 久米島	クラス：普通席
11:30 沖縄(那覇)	便名： RAC 874

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

合計金額

24,338円

充当割合額 24,338 円

領 収 証

岩屋 様

No. _____

★ ￥4,400

但し10-75-34202

29 年 2 月 10 日

日 上記正に領収いたしました。

内訳

税率	金額(税抜・税込)
0%	4,000
%	消費税額等
0%	400
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

Kanwei

〒901-3131

沖縄県島尻郡久米島町字西銘1346番地

株式会社イーストレンタカー

代表取締役 山城昌輝

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 4,400円



住所：
Agoda International Japan株式会社
東京都渋谷区
恵比寿南1-7-8
恵比寿サウスワン8階

予約番号 1515911728
支払日 February 7,
2025

領収書

宿泊者氏名 & 住所	
名前	呉屋 宏
請求書送付先	宜野湾市普天間2-5-9
E メールアドレス	

記述		合計
ホテル名	Kume Island	
期間	February 10, 2025 - February 11, 2025 (泊数 : 1泊)	
部屋タイプ	Standard Twin Room	
部屋数	1	
エクストラベッド数	0	
客室合計金額		USD 67.40
エクストラベッド合計金額		USD 0.00
総合金額		USD 67.40
合計お支払い金額		JPY 10,494 (USD 67.40)

この領収書は自動的に作成されています。

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 10,494 円

視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年月日	2025年3月12日～13日			
場 所	久米島町役場			
相手方	久米島町長・副町長・産業振興課長・プロジェクト室長・久米島漁協長			
目 的	小規模離島の過疎対策について			
	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	3月12日(水)	13時45分	那覇空港 発	
		14時25分	久米島空港 着	養殖に向けた企業設立の話し合い
		15時00分	久米島町役場	EV車・ウニ・ウナギ養殖について
		16時00分		養殖に向けた企業設立の話し合い
	3月13日(木)	11時35分	那覇空港 着	
内 容	久米島町長 15:00 - ① EV車の試乗についての打合せ ②ウナギ養殖について 15:45			
	久米島町漁業協同組合 16:00 - ウナギ養殖を行う企業づくり 漁業組合と建設業でつくる受け入れについて 17:00			
成果及び所見	15時～15時45分 町長との打ち合わせ			
	※ 町長とEV車の試乗会の打合せとウナギの養殖についての打合せ			
	16時～17時30分 産業振興課長・振興課職員・久米島漁業組合長・久米島町政策参与			
	※ ウニの養殖とウナギの養殖についての意見交換会 特に工程の説明			
	※ ウニの養殖とウナギの養殖を含め町が専任の政策参与を配置 (2025年1月配置)			
	久米島町はカーボンニュートラル宣言の沖縄で発であり、養殖と脱炭素地域を目指す			
備 考				

Web a9c78b331ce7c957b41a47cbd7fbf7db
2025年03月03日 13:58発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様

金額 24,206円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312218554258
航空券/料金券発行日	2025年3月3日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

この領収書は電子で発行しました。

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ゴヤヒロシ様

2025年3月12日 (水)

運賃：往復セイバー

○ 13:45 沖縄(那覇)

クラス：普通席

便名：JTA 211

○ 14:25 久米島

2025年3月13日 (木)

運賃：往復セイバー

○ 11:00 久米島

クラス：普通席

便名：RAC 874

○ 11:35 沖縄(那覇)

24,206 円

合計金額 24,206円

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 24,206 円

調査研究費

領収書
RECEIPT

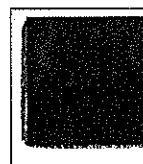
呉屋 宏

様

¥11,430 -
(内消費税 ¥1,039)

但し ご宿泊代として

上記正に領収致しました。



10%対象 ¥11,430
(内消費税 ¥1,039)

日付：2025/03/12

No.027697-DP
PA 11,430

担当：

充当割合：政務活動のみ
全額充当

充当額

11,430 円

統一様式一①

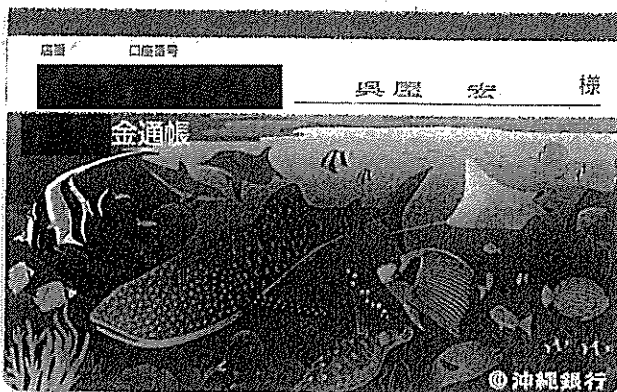
經費區分別支出一覽表

經費區分

資料購入費

[illegible]

6- 8- 7	振出	*3,075	タイムス07ツキ	フテツマセ
6- 9- 9	振出	*3,075	タイムス08ツキ	フテツマセ
6-10- 7	振出	*3,075	タイムス09ツキ	フテツマセ
6-11- 7	振出	*3,075	タイムス10ツキ	フテツマセ
6-12- 9	振出	*3,075	タイムス11ツキ	フテツマセ
7- 1- 7	振出	*3,075	タイムス12ツキ	フテツマセ
7- 2- 7	振出	*3,075	タイムス01ツキ	フテツマセ
7- 3- 7	振出	*3,075	タイムス02ツキ	フテツマセ



充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 24,600 円

領収証 吳屋 恭 様 No. 00609

★ ¥3,300
但し 善箱代と引

2024年 8月14日 上記正に領収いたしました。登録番号

品名	金額(税込)
① 冊	73,000
② 冊	300
税額	金額(税別)
%	消費税額

登録番号: T8360001002175
沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号
沖縄県官報販売所
所収条数 1冊

収入印紙 100円

データでみる県勢 1冊

充当割合: 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 3,300 円



この本は、必ず都道府県の数字
が入っている統計集であり、
私は、2005年から愛読しており
一般質問や政策集に生かして
いる

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃手数料込(7月～3月分) ¥150,063 × 9ヶ月	1,350,567	3/5	810,340
9/20	水道代(8・9月)	7,800	3/5	4,680
11/20	水道代(10・11月)	5,110	3/5	3,066
1/20	水道代(12・1月)	4,840	3/5	2,904
3/21	水道代(2・3月)	4,840	3/5	2,904
8/21	ガス代(8月分)	3,489	3/5	2,093
9/21	ガス代(9月分)	5,833	3/5	3,499
10/21	ガス代(10月分)	3,342	3/5	2,005
11/20	ガス代(11月分)	2,902	3/5	1,741
12/20	ガス代(12月分)	3,635	3/5	2,181
1/17	ガス代(1月分)	3,954	3/5	2,372
2/22	ガス代(2月分)	5,200	3/5	3,120
4/21	ガス代(3月分)	4,635	3/5	2,781
8/27	電気 低圧電力(8月分)	19,949	3/5	11,969
9/27	電気 低圧電力(9月分)	25,913	3/5	15,547
10/28	電気 低圧電力(10月分)	24,074	3/5	14,444
11/27	電気 低圧電力(11月分)	12,000	3/5	7,200
12/27	電気 低圧電力(12月分)	11,117	3/5	6,670
1/27	電気 低圧電力(1月分)	6,677	3/5	4,006
2/27	電気 低圧電力(2月分)	7,542	3/5	4,525
8/27	電気 従量電灯(8月分)	25,375	3/5	15,225
9/27	電気 従量電灯(9月分)	30,012	3/5	18,007
10/28	電気 従量電灯(10月分)	34,770	3/5	20,862
11/27	電気 従量電灯(11月分)	19,295	3/5	11,577
12/27	電気 従量電灯(12月分)	23,255	3/5	13,953
1/27	電気 従量電灯(1月分)	20,104	3/5	12,062
2/27	電気 従量電灯(2月分)	22,968	3/5	13,780
事務所費 充当合計				1,013,513

家賃

6-7-8	振出	*150,063	90,037	7 月分
6-8-8	振出	*150,063	90,037	8 月分
6-9-9	振出	*150,063	90,037	9 月分
6-10-8	振出	*150,063	90,037	10 月分
6-11-8	振出	*150,063	90,037	11 月分
6-12-9	振出	*150,063	90,037	12 月分
7-1-8	振出	*150,063	90,037	1 月分
7-2-10	振出	*150,063	90,037	2 月分
7-3-10	振出	*150,063	90,037	3 月分

政務活動以外が含まれるので案分

充当割合：3/5

充当割合額 810,340円



水道

6-9-20	振出	*7,800	4,680	(8.9 月分)
6-11-20	振出	*5,110	3,066	(10.11 月分)
7-1-20	振出	*4,840	2,904	(12.1 月分)
7-3-21	振出	*4,840	2,904	(2.3 月分)

政務活動以外が含まれるので案分

充当割合：3/5

充当割合額 13,554円

ガス代 事務所費

払込領収書

※この領収書はコンビニエンスストア払込みの証拠となるものですから、大切に保管して下さい。

お客様氏名
呉屋 宏

様

請求処理日：2024/08/15

お客様番号

ご請求額

3,489
(2,093)

円

お知らせ

日付	指針	使用量
今回検針 08月08日	194.8	1.7 m3

今回ガス料金	¥3,170
前回残高合計	¥0
現在残高合計	¥3,170
コンビニ手数料	¥319

閉栓となった場合、支払い後翌営業日16時以降の開栓となります。ご請求額には手数料が加算されています。

宜野湾ガス株式会社

098-892-3824

~当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

お客様氏名

呉屋 宏

様

請求処理日：2024/09/13

お客様番号

ご請求額

5,833
(3,499)

円

お知らせ

日付	指針	使用量
今回検針 09月10日	199.7	4.9 m3

今回ガス料金	¥5,514
前回残高合計	¥0
現在残高合計	¥5,514
コンビニ手数料	¥319

閉栓となった場合、支払い後翌営業日16時以降の開栓となります。ご請求額には手数料が加算されています。

宜野湾ガス株式会社

098-892-3824

当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

★金額を訂正したもの及び領収日付印のないものは無効です。

払込領収書

※この領収書はコンビニエンスストア払込みの証拠となるものですから、大切に保管して下さい。

お客様氏名
呉屋 宏

様

請求処理日：2024/10/15

お客様番号

ご請求額

3,342
(2,005)

円

お知らせ

日付	指針	使用量
今回検針 10月08日	201.2	1.5 m3

今回ガス料金	¥3,023
前回残高合計	¥0
現在残高合計	¥3,023
コンビニ手数料	¥319

※郵便料金の改訂に伴い2025年1月収納分より
コンビニ手数料が319円から345円に変更となり

宜野湾ガス株式会社

政務活動以外が含まれるので案分 ございます。

充当割合：3/5

充当割合

払込領収書

※この領収書はコンビニエンスストア払込みの証拠となるものですから、大切に保管して下さい。

お客様氏名
呉屋 宏

様

請求処理日：2024/11/15

お客様番号

ご請求額

2,902
(1,741)

円

お知らせ

日付	指針	使用量
今回検針 11月11日	202.1	0.9 m3

今回ガス料金	¥2,583
前回残高合計	¥0
現在残高合計	¥2,583
コンビニ手数料	¥319

※郵便料金の改訂に伴い2025年1月収納分より
手数料が319円から345円に変更となり

宜野湾ガス株式会社

098-892-3824

当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

07254

07254

07254

ガス代 事務所費

払込領収書

※この領収書はコンビニエンスストア払込みの証拠となるものですから、大切に保管して下さい。

お客様氏名 呉屋 宏 様	請求処理日：2024/12/13 12月分
お客様番号	ご請求額 3,635 (2,181) 円

お知らせ

日付	指針	使用量
今回検針 12月10日	204.0	1.9 m3

今回ガス料金 ¥3,316
前回残高合計 ¥0
現在残高合計 ¥3,316
コンビニ手数料 ¥319

※郵便料金の改訂に伴い2025年1月収納分より
コンビニ手数料が319円から345円に変更となり

宜野湾ガス株式会社

098-892-3824

当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

払込領収書

※この領収書はコンビニエンスストア払込みの証拠となるものですから、大切に保管して下さい。

お客様氏名 呉屋 宏 様	請求処理日：2025/01/14 1月分
お客様番号	ご請求額 3,954 (2,372) 円

お知らせ

日付	指針	使用量
今回検針 01月09日	206.3	2.3 m3

今回ガス料金 ¥3,609
前回残高合計 ¥0
現在残高合計 ¥3,609
コンビニ手数料 ¥345

閉栓となった場合、支払い後翌営業日16時以降の開栓
となります。ご請求額には手数料が加算されています。

宜野湾ガス株式会社

098-892-3824

当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

★金額を訂正したものと及び領収日付印のないものは無効です。

払込領収書

※この領収書はコンビニエンスストア払込みの証拠となるものですから、大切に保管して下さい。

お客様氏名 呉屋 宏 様	請求処理日：2025/02/14 2月分
お客様番号	ご請求額 5,200 (3,120) 円

お知らせ

日付	指針	使用量
今回検針 02月07日	210.3	4.0 m3

今回ガス料金 ¥4,855
前回残高合計 ¥0
現在残高合計 ¥4,855
コンビニ手数料 ¥345

閉栓となった場合、支払い後翌営業日16時以降の開栓
となります。ご請求額には手数料が加算されています。

宜野湾ガス株式会社

098-892-3824

当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

呉屋 宏 様

請求処理日：2025/04/15
3月分

お客様番号	ご請求額 10,494
-------	----------------

お知らせ

日付	指針	使用量
今回検針 04月08日	218.9	4.9 m3

今回ガス料金 ¥5,514
前回残高合計 ¥4,635
現在残高合計 ¥10,149
コンビニ手数料 ¥345

閉栓となった場合、支払い後翌営業日16時以降の開栓
となります。ご請求額には手数料が加算されています。

宜野湾ガス株式会社

098-892-3824

当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

政務活動以外が含まれるので案分

充当割合： 3/5

充当割合額 10,454円

事務所費

電気料

低圧従量

低圧

充当割合 3/5

6- 8-27	振出	*19,949SMBC(オキカ"スニ-ハ)	11,969	8 月分
6- 9-27	振出	*25,913SMBC(オキカ"スニ-ハ)	15,547	9 月分
6-10-28	振出	*24,074SMBC(オキカ"スニ-ハ)	14,444	10 月分
6-11-27	振出	*12,000SMBC(オキカ"スニ-ハ)	7,200	11 月分
6-12-27	振出	*11,117SMBC(オキカ"スニ-ハ)	6,670	12 月分
7- 1-27	振出	*6,677SMBC(オキカ"スニ-ハ)	4,006	1 月分
7- 2-27	振出	*7,542SMBC(オキカ"スニ-ハ)	4,525	2 月分

従量

6- 8-27	振出	*25,375SMBC(オキカ"スニ-ハ)	15,225	8 月分
6- 9-27	振出	*30,012SMBC(オキカ"スニ-ハ)	18,007	9 月分
6-10-28	振出	*34,770SMBC(オキカ"スニ-ハ)	20,862	10 月分
6-11-27	振出	*19,295SMBC(オキカ"スニ-ハ)	11,577	11 月分
6-12-27	振出	*23,255SMBC(オキカ"スニ-ハ)	13,953	12 月分
7- 1-27	振出	*20,104SMBC(オキカ"スニ-ハ)	12,062	1 月分
7- 2-27	振出	*22,968SMBC(オキカ"スニ-ハ)	13,780	2 月分



政務活動以外が含まれるので案分

充当割合: 3/5

充当割合額 15,200 円

統一様式－②

事務所概要申告票

議員名

呉屋 宏

1. 物件の所在

住所	宜野湾市普天間2丁目5番9号	
電話番号	098-893-0501	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☐ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 [株式会社ベスト住宅]
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☐ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

呉屋 宏



賃貸人 氏名



印



住所



事務所費

統一様式一③

事務所費充当状況申告票

議員名 吳屋 宏

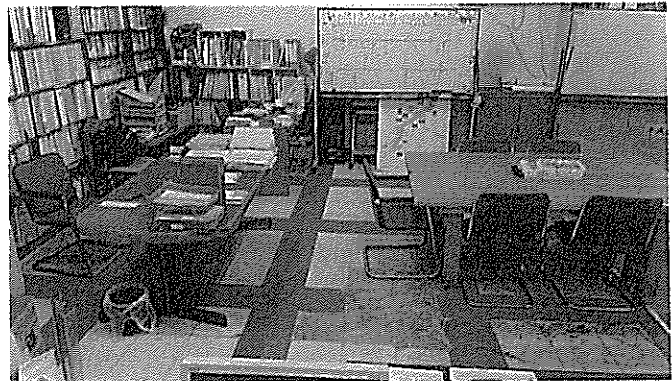
1. 事務所の状況

住所	宜野湾市普天間2丁目5番9号
----	----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	3/5
------	-----

充当割合の説明

政務事務所として使用しているが、政務外（1～2回）で事務所使用の為（3/5）

(関係経費)

家賃（月額）	150,000 円
振込	63 円
手数料	円

(充当額)

家賃（月額）	90,000 円
振込	37 円
手数料（3/5）	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します

沖縄県議会議員

吳屋 宏





定期建物賃貸借契約書(事業用)

稲福店舗 1 階

貸主



様

借主

呉屋 宏

様

令和 6 年 7 月 1 日

取引業者名

株式会社 ベスト住宅
宜野湾市志真志1丁目3番6号

TEL098-892-2846

FAX098-893-4053

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 吳屋 宏 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	[REDACTED]店舗 1階		
	所 在 地	(住居表示) 宜野湾市普天間二丁目5番9号		
		(登記簿) 宜野湾市普天間二丁目529-1 529-2		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・ <u>陸屋根</u> ・その他 ()/(3)階建/全(3)戸		
	種 類	店舗・事務所	新築年月	昭和58年7月
	面 積	約143.54㎡		
附属施設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

令和 6年 7月 1日 から 令和10年 6月30日まで(4年間)	
目的物件の引渡し時期	令和 2年 7月 8日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和9年7月1日から令和9年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額150,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	家賃保証 委託料	120,000円 (前契約領収済み)
敷 金	150,000円 (前契約承継)		
再契約 手数料	10,000円 (別途消費税相当額1,000円)		
その他の条件 ※店舗総合保険別途加入 ※再契約事務手数料10,000円(消費税別途)			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		当月分を毎月 8日	
賃料等 の支払 方法	☐ 振 込		
	☐ 持 参	持 参 先	
	☒ 口座引落	委託会社名	株式会社ベスト住宅

事務所費

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅) TEL	
	(勤務先) TEL	(会社名・ 部署名)
	(携 帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	
	住所	

管理業者	株式会社ベスト住宅		
所 在 地	宜野湾市志真志一丁目3番6号	TEL	098-893-2846
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士:登録番号	)	
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏 名		
		住 所		
		極 度 額	1,650,000円	
	☒ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	株式会社フェア一信用保証	
		主たる事務所の所在地	那覇市西一丁目19-7	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通省(1)第54号	

頭書(8) 再契約に関する事項

1. 本契約は、借地借家法第38条第1項に基づく定期建物賃貸借契約であり、更新がなく期間満了により賃貸借は終了するので、期間の満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き期間の満了までに本物件を明け渡さなければなりません。
2. 本契約は当事者協議のうえ再契約することができます。店舗総合保険の加入を条件とし、その他の条件については協議のうえ決定する。
3. 再契約の申込期限は期間満了の1ヶ月前までとする。
4. 乙が再契約を締結するには連帯保証人を付することが必要です。
5. 再契約を行った場合は、乙は本契約の原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとします。
※敷金・車庫保証金等預り金は再契約に引き継ぐ。
6. 再契約事務手数料として10,000円（消費税別途）を要します。

頭書(9) 特約事項

1. 乙は家賃保証・店舗総合保険に加入することを条件とし、万一の火災・盗難・器物破損・人的損害等本物件の損害を補填しなければならない。
2. 本物件は現状貸しとする。店内レイアウト変更については建築基準法、消防法に沿うものとし、設備の追加及び変更については乙負担とする。
3. 消防法令における甲種又は乙種防火管理講習を受講し、防火管理者選任及び消防計画を作成して消防へ届け出ること。
4. 建物及び敷地内において改装、看板設置等を含む現状を変更するすべての工事について文書及び図面にて事前に相談して書面による承諾を得るものとし、工事費用は全額乙負担とする。許可のない工事については早急に原状に復さなければならない。
5. 退去時において原状回復の責が発生した場合は、乙負担にて撤去しなければならない。但し、機能性向上付加価値が付く場合に関しては協議できるが、その際においても乙は甲に対して買取請求はできない。又、移転料請求その他如何なる名目をもって金銭上の請求はできない。
6. 退去時は備え付けた什器・備品及び取付けた家電や機器類（倉庫内の備品類を含む）すべて搬出すること。撤去するべき設備やゴミが残る期間は家賃発生とする。造作物撤去に伴い建物に破損汚損が生じた場合は乙負担にて修繕、清掃を行うものとする。
7. 退去後の敷金返還額より原状回復費（退去後見積）未納家賃等その他債務を差し引き精算致します。
8. 契約解除の申し入れは2ヶ月前までに行うものとし、2ヶ月に満たない予告に対しては不足分の家賃を請求するものとする。
9. 賃料の支払方法、その他変更事項は甲と相談・連絡すること。
10. 事業内容の変更について書面による承諾を得るときは、賃料1ヵ月分に相当する承諾料を支払うこと。
11. 消費税率改正の際は改正後の確定税率による賃料とします。
12. 駐車場は店舗前2台。2階事業所の専用スペースは使用不可とし、駐車場内でのトラブルについて甲及び管理者は一切責任を負わない。
13. 事業運営に伴う騒音やごみ問題のような近隣住民とのトラブルが発生した場合、乙の責任負担においてこれに対応するものとする。
14. 本物件において問題が発生した場合について、甲及び乙双方はお互いに歩み寄り協議し解決するよう努める。

再契約に関する事項

本契約は、借地借家法第38条第1項に基づく定期建物賃貸借契約であり、更新がなく期間満了により賃貸借は終了するので、期間の満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き期間の満了までに本物件を明け渡さなければなりません。

再契約は当事者協議のうえ再契約することができます。店舗総合保険の加入を条件とし、その他条件については協議のうえ決定する。

再契約の申込期限は期間満了の1ヶ月前までとする。

再契約を締結するには連帯保証人を付することが必要です。

再契約を行った場合は、乙は本契約の原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとします。

礼金・車庫保証金等預り金は再契約に引き継ぐ。

再契約事務手数料として10,000円（消費税別途）を要します。

特約事項

（ ） 家賃保証・店舗総合保険に加入することを条件とし、万一の火災・盗難・器物破損・人的損害等本物件の損害を補填しなければならない。

本物件は現状貸しとする。店内レイアウト変更については建築基準法、消防法に沿うものとし、設備の追加及び変更については乙負担とする。

消防法令における甲種又は乙種防火管理講習を受講し、防火管理者選任及び消防計画を作成して消防へ届け出ること。

建物及び敷地内において改裝、看板設置等を含む現状を変更するすべての工事について文書及び図面にて事前に相談して書面による承諾を得るものとし、工事費用は全額乙負担とする。許可のない工事については早急に原状に復さなければならない。

退去時において原状回復の責が発生した場合は、乙負担にて撤去しなければならない。但し、機能性向上付加価値が付く場合に関しては協議できるが、その際においても乙は甲に対して買取請求はできない。又、移転料請求その他如何なる名目をもっても金銭上の請求はできない。

退去時は備え付けた什器・備品及び取付けた家電や機器類（倉庫内の備品類を含む）すべて搬出すること。撤去すべき設備やゴミが残る期間は家賃発生とする。造作物撤去に伴い建物に破損が生じた場合は乙負担にて修繕、清掃を行うものとする。

退去後の敷金返還額より原状回復費（退去後見積）未納家賃等その他債務を差し引き精算致します。

契約解除の申し入れは2ヶ月前までに行うものとし、2ヶ月に満たない予告に対しては不足分の家賃を請求するものとする。

賃料の支払方法、その他変更事項は甲と相談・連絡すること。

事業内容の変更について書面による承諾を得るときは、賃料1ヵ月分に相当する承諾料を支払うこと。

消費税税率改正の際は改正後の確定税率による賃料とします。

駐車場は店舗前2台。2階事業所の専用スペースは使用不可とし、駐車場内でのトラブルについて甲及び管理者は一切責任を負わない。

事業運営に伴う騒音やごみ問題のような近隣住民とのトラブルが発生した場合、乙の責任負担においてこれに対応するものとする。

本物件において問題が発生した場合について、甲及び乙双方はお互いに歩み寄り協議し解決するよう努める。

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 7 月 1 日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	賀屋 宏	TEL
	住所	沖縄県中頭郡北中城町 [Redacted]	
丙 連帯保証 人	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
	極度額 円	1,650,000	

	A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表者の氏名	
	免許証番号	大臣 知事 () 第 号	
	沖縄県知事 (3) 第 4364 号	免許年月日	平成 年 月 日
	令和 5 年 3 月 14 日		
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	氏 名	
	登 録 番 号	登 録 番 号	
	業務に従事する 事 務 所 名	業務に従事する 事 務 所 名	
	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL	

※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。
- 3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物に賃料に比較し、賃料が不相当となった場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
- 4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるも

のとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書（４）に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。
- 4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から充当しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

（保証金）

第6条（B） 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（４）に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書（４）に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書（４）に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を充当し、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

（反社会的勢力ではないことの確約）

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

（禁止又は制限される行為）

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書（２）の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約、使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務

務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化

を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
- 二 前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、乙(前号

ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は第19条の規定に基づき直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(再契約)

第22条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約に関する事項については、頭書(8)に記載のとおりとする。

3 再契約をした場合には、第15条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第4項に規定するところによる。

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第26条 特約事項として、頭書(9)に記載のとおりとする。

2—(53) 定期建物賃貸借契約の説明書

6年 7月 1日

定期建物賃貸借契約の説明書

住所

貸主(甲)

住所

宜野湾市志真志一丁目3番6号

代理人

株式会社ベスト住宅

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第38条第3項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

(1) 住 宅	名 称	店 舗 1 階
	所 在 地	宜野湾市普天間二丁目5番9号
	住戸番号	
(2) 契約期間	始 期	令和 6 年 7 月 1 日から
	終 期	令和 8 年 6 月 30 日まで

2年間

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第3項に基づく説明を受けました

6年 7月 1日

住所

借主(乙)

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/31	携帯電話 7月分	8,831	1/2	4,415
9/2	携帯電話 8月分	8,811	1/2	4,405
9/30	携帯電話 9月分	8,798	1/2	4,399
10/31	携帯電話 10月分	8,788	1/2	4,394
12/2	携帯電話 11月分	8,804	1/2	4,402
1/6	携帯電話12月分	8,791	1/2	4,395
1/31	携帯電話 1月分	8,801	1/2	4,400
2/28	携帯電話 2月分	8,801	1/2	4,400
3/31	携帯電話 3月分	8,801	1/2	4,400
7/29	固定電話(インターネット込み)7月分	19,478	3/5	11,686
8/27	固定電話(インターネット込み)8月分	7,389	3/5	4,433
9/27	固定電話(インターネット込み)9月分	106	3/5	63
9/21	固定電話(インターネット込み)9月・分契約会社変更	152	3/5	91
10/21	固定電話(インターネット込み)10月分	5,541	3/5	3,324
11/25	固定電話(インターネット込み)11月分	5,127	3/5	3,076
12/20	固定電話(インターネット込み)12月分	4,933	3/5	2,959
1/29	固定電話(インターネット込み)1月分	5,232	3/5	3,139
2/22	固定電話(インターネット込み)2月分	5,145	3/5	3,087
4/3	固定電話(インターネット込み)3月分	5,013	3/5	3,007
7/31	コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)7月分	89,577	3/5	53,746
9/2	コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)8月分	41,693	3/5	25,015
9/30	コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)9月分	9,751	3/5	5,850
10/25	コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)10月分	23,889	3/5	14,333
11/25	コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)11月分	24,198	3/5	14,518
12/25	コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)12月分	20,225	3/5	12,135
1/27	コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)1月分	14,908	3/5	8,944
2/25	コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)2月分	26,192	3/5	15,715
3/25	コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)3月分	17,919	3/5	10,751
7/24	善林堂(ノート10冊・マウス1個)	5,236	全額	5,236
9/30	事務用品(替えインク・ホワイトボードマーカー)	1,012	全額	1,012
9/30	事務用品(替えインク・コピー用紙・ファイル・仕切り 他)	7,199	全額	7,199
11/6	事務用品(カラー厚紙・ホワイトボードマーカー)	1,219	全額	1,219
事務費 充当合計				250,148

事務費

携帯電話

6- 7-31	振出	*8,831	JE 5191	4,415	7 月 分
6- 9- 2	振出	*8,811	JE 5191	4,405	8 月 分
6- 9-30	振出	*8,798	JE 5191	4,399	9 月 分
6-10-31	振出	*8,788	JE 5191	4,394	10 月 分
6-12- 2	振出	*8,804	JE 5191	4,402	11 月 分
7- 1- 6	振出	*8,791	JE 5191	4,395	12 月 分
7- 1-31	振出	*8,801	JE 5191	4,400	1 月 分
7- 2-28	振出	*8,801	JE 5191	4,400	2 月 分
7- 3-31	振出	*8,801	JE 5191	4,400	3 月 分

政務活動以外が含まれるので案分

充当割合： 1/2

充当割合額 39,610 円

固定電話
インターネット回線代

6- 7-29	振出	*19,478	AP(LINEヤフー)	11,686	7 月 分
6- 8-27	振出	*7,389	AP(LINEヤフー)	4,433	8 月 分
6- 9-27	振出	*106	AP(LINEヤフー)	63	9 月 分

政務活動以外が含まれるので案分

充当割合： 3/5

充当割合額 16,182 円



(インターネット回線代十国定電話)

(91)
電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名

呉屋 宏 様

金 額

2024 年 9 月分
¥152

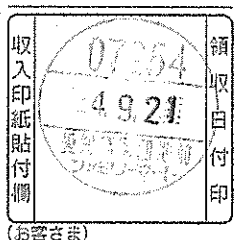
うち、消費税相当額

0円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客さま)

(3,324)
電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名

呉屋 宏 様

金 額

2024 年 10 月分
¥5,541

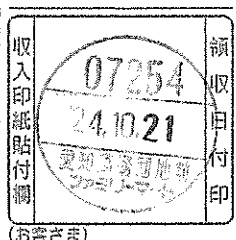
うち、消費税相当額

0円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客さま)

(3,076)
電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名

呉屋 宏 様

金 額

2024 年 11 月分
¥5,127

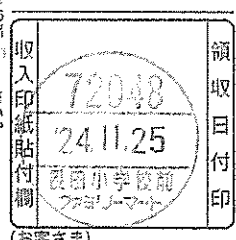
うち、消費税相当額

0円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客さま)

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名

呉屋 宏 様

金 額

2024 年 12 月分
¥4,933

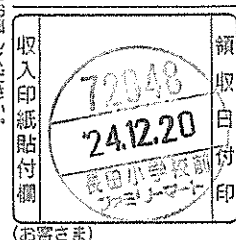
うち、消費税相当額

0円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客さま)

(3,139)
電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名

呉屋 宏 様

金 額

2025 年 1 月分
¥5,232

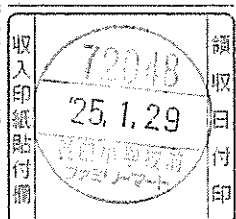
うち、消費税相当額

0円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客さま)

(3,087)
電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名

呉屋 宏 様

金 額

2025 年 2 月分
¥5,145

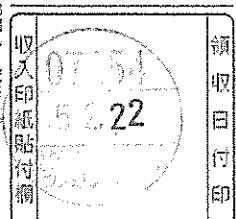
うち、消費税相当額

0円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客さま)

(3,007)
電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名

呉屋 宏 様

金 額

2025 年 3 月分
¥5,013

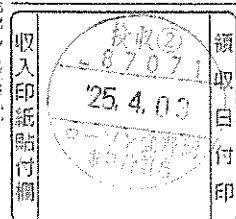
うち、消費税相当額

0円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客さま)

政務活動以外が含まれるので案分

充当割合: 3/5

充当割合額 18,683円

(お客様控)



株式会社

テレ・マーカー



営業担当名

光コラボレーションサービス プラチナ光 契約書 兼 お客様確認書

プラチナ光利用規約に基づき提供されるものであること、契約者名・設置場所住所などの個人情報をNTT東日本・NTT西日本・プロバイダ等に提供されることを承認した上で次の通り申し込みます。

お申し込み内容			
お客様申込日	2024 / 7 / 17	申込区分	転用 ・ 事業者変更
ご契約名義	呉屋宏 後援会事務所	法人区分	法人 ・ 個人
光回線ご利用先住所	沖縄県宜野湾市普天間 2-5-9		
ご利用電話番号	098-893-0501		
CAF番号			
光回線プラン	ファミリー-単独プラン	月額基本料金	3,500 円(税抜)
その他サービス	☒ 現在利用中サービスの引き継ぎ		
契約期間	2年自動更新契約	中途解約時解約金	(法人) 10,450円(税込) (個人) 円(税込)
サービス提供会社	株式会社テレ・マーカー(電気通信事業者:第J-17-00388号)		
光回線の名義(カタカナ)	ゴヤ ヒロシ 他 回線		
運用番号または事業者変更番号		電話番号	098-893-0501

番号	ご確認内容	チェック
1	① 今回切替にあたり、ご用意していただいた転用承諾番号(事業者変更番号)はお客様ご自身で取得されましたか？ ② また、その取得方法は、お電話での架電か、PC やスマホを用いてWEB 上での取得のどちらでしょうか？	YES ・ NO 電話 ・ WEB
2	ご契約内容について 本用紙「光コラボレーションサービス プラチナ光 契約書 兼 お客様確認」書類について、お申込内容欄の記載内容のご確認を頂けましたでしょうか？	YES ・ NO
3	光コラボレーション「転用」または、「事業者変更」について 現在の契約会社である NTT (フレッツ光)または(ソフトバンク光)を解約し、(関テレ・マーカー (サービス名:プラチナ光))へ変更することをご理解いただけましたでしょうか？	YES ・ NO
4	光回線のサービス内容等の連絡先について 弊社、担当者名・連絡先についてはご確認いただけましたでしょうか？ (担当者: 連絡先: 受付時間平日 9:00~18:00 受付)	YES ・ NO
5	光回線上サービス内容の引継ぎについて ご利用中の光回線・ひかり電話番号・対象となるオプションサービス・ご利用端末については(関テレ・マーカー)へ引継ぎとなりますことをご理解いただけましたでしょうか？	YES ・ NO
6	プロバイダサービスについて インターネットのプロバイダは(継続・解約)になります。※プロバイダの契約形態がwithフレッツ契約の場合、開通後、プロバイダ会社様より契約の継続利用に対するお手続きが必要になります。このことについてご確認を頂けましたでしょうか？	YES ・ NO
7	フレッツ光利用料金と合算してお支払の料金について 「プロバイダ料金」「リース料金」「タウンページ広告料金」などを合算してお支払の場合は、開通よりそのお支払方法が分かれることとなります。本件についてご確認を頂けましたでしょうか？	YES ・ NO
8	ご利用用途の確認について 光回線及びひかり電話(固定電話)は、業務用のご利用でよろしかったでしょうか？	YES ・ NO
9	ご利用場所について ご利用場所は、事業所(個人の自宅とは建物別)でお間違いないでしょうか？	YES ・ NO
10	ご担当者様の年齢確認について お申込み日時時点で、ご担当者様のご年齢は70歳未満でお間違いないでしょうか？	YES ・ NO
11	本契約の再説明について 代表者様または他決裁者様などへのご説明は必要でしょうか？ (YESの場合:ご担当者名 連絡先)	YES ・ NO

以上の内容を確認しました。

会社名

呉屋宏 後援会事務所

令和

6 年

7 月 17 日

ご担当者

自署

サービス提供会社: 株式会社 テレ・マーカー

(電気通信事業者:第J-17-00388号)

連絡先: 0120-877-572

販売代理店: 株式会社 オフスコー

住所: 埼玉県所沢市東1-15-7-1F

電話番号:

代理店届出番号: C2308711

備考欄:

〒901-2202

沖縄県宜野湾市普天間2丁目5-9

様方1F

呉屋 宏 様

SP00045748



【役務提供者】 株式会社スピーディア

【届出番号】 I-13-00419

宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1

仙台トラストタワー7階

代表取締役社長 並里 武裕

【販売店名】 株式会社スピーディア

【届出番号】 I-13-00419

開通のご案内

この度は、「SIS」をお申し込みいただき、ありがとうございます。

お客様のご契約内容を、下記の通りご案内申し上げます。

本資料は、契約内容に関する重要なお知らせです。必ずご確認の上、お手元に大切に保管してください。

※価格は税込表記

契約者情報	
ご契約者名	呉屋 宏 様
ご契約住所	沖縄県宜野湾市普天間2丁目5-9 様方1F
連絡先電話番号	0988930501
お客様ID	
料金のお支払方法	口座振替
お支払方法のお手続き	同封の口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、返信用封筒でご返送をお願いいたします。
料金のお支払い時期	引落日は金融機関の決済日に準じます。

インターネット接続サービスの内容	
サービス名称	v4特価プラン
各種初期費用	事務手数料：無料
接続サービス利用基本料（月額）	880円(税込)
インターネット接続アカウント (読み仮名)	
インターネット接続パスワード (読み仮名)	
User Tool URL	
User Tool ログインID	
メールアドレス	
Web Mail URL	

印字例（アルファベット・数字）	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 1234567890
-----------------	--

初期契約解除制度のご案内
本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。 1. 本書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を廃したとき(初回のみ)に生じます。 2. この場合、お客様は①損害賠償もしくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料および、既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。この場合における②の額は、本書面に記載した額となります。③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金を除く。）をお客様に返金いたします。 3. 初期契約解除申請書面の送付先は下記になります。 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1 仙台トラストタワー7F 株式会社スピーディア

契約変更・解約の条件等
・契約プランの途中変更はできません。 ・本プロバイダサービスを解約される場合、必ず当社への申し出が必要となります。 ※「他社契約の光回線を解約」、「初回接続後に未利用で契約継続」等の場合でも、自動解約はされません。 ・「お支払方法が未登録」、「ご利用料金が未納」、「お申し込みから4ヶ月経過後もご利用が確認できない」等に該当する場合、利用停止または強制解約となる場合があります。 ・毎月1日～15日の申請期間内に解約の申し出があり、当社がこれを受理した場合、当月末日付の解約となります。 ※16日以降の場合、翌月末日付での解約となります。（解約月分までの月額利用料が発生します。）

プロバイダサービスに関する問い合わせ先
SISサポートセンター ☎ 0120-55-7343 ■ 受付時間 10:00～18:00（年末年始を除く） ■ WEB http://www.speedia.jp/



事務費

コピーカウンタ代(保守メンテナンス込)

6- 7-31	振出	*89,577	7月分
6- 9- 2	振出	*41,693	8月分
6- 9-30	振出	*9,751	9月分
6-10-25	振出	*23,889	10月分
6-11-25	振出	*24,198	11月分
6-12-25	振出	*20,225	12月分
7- 1-27	振出	*14,908	1月分
7- 2-25	振出	*26,192	2月分
7- 3-25	振出	*17,919	3月分

政務活動以外が含まれるので案分

充当割合: 3/5

充当割合額 160,963 円



2024年 7月24日

領収書
吳屋 衆 様
¥5,236-

一連No327158
領収No000048

税抜金額
¥4,760-
消費税等
¥476-

印

(但し 事務用品代 として
正に領収致しました)

オフィスセンター
善林堂 宜野湾店
登録番号T4360001008886

宜野湾店
沖縄県宜野湾市大謝名
TEL:098-897-6565
FAX:098-897-6932

印刷面を内側に折って保管願います

ノート 10冊

マウス 1個

充当割合: 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 5,236 円

領 収 証
 吳屋 宏 様
 ￥440-

No.000002-1130-3871
 2024年09月30日

消費税 40円を含む。

 株式会社 善林堂
 宜野湾店
 沖縄県宜野湾市宇地泊1-1-12
 ※財布等にはさんで保管してください。
 印刷面を内側に折り保管をお願いします。

して上記正に領収いたしました。

支払内訳
 現金 ￥440
 (内消費税等 ￥40)

担当者

領 収 証
 吳屋 宏 様
 ￥572-

No.000001-1909-6390
 2024年09月30日

消費税 52円を含む。

 株式会社 善林堂
 宜野湾店
 沖縄県宜野湾市宇地泊1-1-12
 ※財布等にはさんで保管してください。
 印刷面を内側に折り保管をお願いします。

して上記正に領収いたしました。

支払内訳
 現金 ￥572
 (内消費税等 ￥52)

担当者

替えインク(青) 1箱
 替えインク(青) 1箱
 ホワイトボードマーカー 1本

充当割合： 政務活動のみ 全額充当
 充当割合額 1,0/2 円

株式会社安木屋 宜野湾店
〒901-2224
沖縄県宜野湾市奥志喜1-11-13
TEL:098-830-
FAX:098-830-
登録番号:T6-3600-0100-2103
端末番号:CB7A

2024-09-30 12:35:54

端末取引ID:228-0

領収証

安木屋

様

領収金額

¥7,199-

(税 ¥654-)

(10%対象 ¥7,199 内消費税 ¥654)

但し

上記正に領収いたしました。

担当者印

No.7276673540036

コピー紙 1箱
リングファイル 1冊
バインダーファイル 1冊
リファイルポケット 1袋
仕切カード 1袋
ホワイトボード消し 1個
替えインク(黒) 1箱

充当割合: 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 7,199 円

株式会社安木屋 宜野湾店
〒901-2224
沖縄県宜野湾市磯志喜1-11-13
TEL:096-861-1111
FAX:096-861-1112
登録番号:0100-2103
端末番号:CDTA

2024-11-06 11:47:07 端末取引ID:542-0

領収証

（ 安木屋 ） 様

領収金額

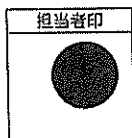
¥1,219-

(税 ¥110-)

(10%対象 ¥1,219 内消費税 ¥110)

但し

上記正に領収いたしました。



No. 7308612270036

ホワイトボードペン (緑) 1本
カラー厚紙 1袋

充当割合： 政務活動のみ 全額充当

充当割合額 1,219 円